（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第９条
処分の概要	第一種製造者の許可取消
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第９条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１１条第３項
処分の概要	第一種製造者の施設等の適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第１１条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１２条第３項
処分の概要	第二種製造者の施設等の適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第１２条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１５条第２項
処分の概要	高圧ガス貯蔵方法の基準適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第１５条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１８条第３項
処分の概要	高圧ガス貯蔵所の基準適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第１８条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２０条の６第２項
処分の概要	販売業者の販売方法に関する基準適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２０条の６第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２２条第３項
処分の概要	不合格品の廃棄命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２３条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２４条の３第３項
処分の概要	高圧ガス消費施設の基準適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２３条の３第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２６条第２項
処分の概要	危害予防規定の変更命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２６条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２６条第４項
処分の概要	危害予防規程の遵守命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２６条第４項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２７条第２項
処分の概要	保安教育計画の変更命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２７条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第３０条
処分の概要	製造保安責任者免状等の返納命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第３０条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第３４条
処分の概要	保安統括者等の解任命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第３４条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第３８条第１項
処分の概要	製造許可取消・業務停止命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第３８条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第３８条第２項
処分の概要	高圧ガスの製造・消費の停止命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第３８条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第３９条
処分の概要	施設の使用停止・ガス製造禁止等
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第３９条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４１条第２項
処分の概要	容器製造業者の基準適合命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第４１条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５０条第４項
処分の概要	検査所で検査できる容器等の制限
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第５０条第４項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５２条第４項
処分の概要	容器検査所検査主任者の解任命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第５２条第４項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５３条
処分の概要	容器検査所の登録取消・検査停止
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第５３条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５６条第１項
処分の概要	不合格容器等のくず化等の処分命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第５６条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の３０の３第２項
処分の概要	指定保安検査機関の役員等の解任命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号） 第５８条の３０の３第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の３０の３第２項
処分の概要	指定保安検査機関の指定取消
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号） 第５８条の３０の３第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の３０の３第２項
処分の概要	指定保安検査機関の検査員解任命令
法令の定め	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号） 第５８条の３０の３第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）